

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|------------------------|---|------------|
| No | 6 | 府省庁名 厚生労働省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（個人住民税（利子割）徴収規定） | |
| 要望項目名 | 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置 | |
| 要望内容（概要） 〔関係条文〕 | ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 今年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」を受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合に、それに伴って税制上の所要の措置を講じる。現時点では、具体的には以下のようなものが想定されている。 本法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（ ）について、改正法案により追加されるワクチンについても同様に対象とする措置。 （ ） 健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等） 健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（所得税、住民税（利子割）） 健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止 | |
| 減収見込額 | （初年度） （ ） （平年度） （ ） （単位：百万円） | |
| 要望理由 | （1）政策目的 （2）施策の必要性 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消のため、必要なワクチンについては予防接種法の定期接種の対象とすることなど、予防接種制度全般の見直しについて、予防接種部会で議論を行い、平成24年5月23日に第二次提言が取りまとめられたところである。 現在、これを受け、できるだけ早期に予防接種法の改正法案を国会に提出できるよう、検討や市町村等関係者との調整を進めており、予防接種法の改正法案を提出する場合に、それに伴って税制上の所要の措置を講じることとなる。 | |
| 本要望に対応する縮減案 | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | (基本目標) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること |
| | 政策の達成目標 | - |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | - |
| | 同上の期間中の達成目標 | - |
| | 政策目標の達成状況 | - |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | - |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | - |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | - |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | - |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | - |
| | 要望の措置の妥当性 | - |

| | |
|-----------------------------|----|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | - |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | - |
| 前回要望時の達成目標 | - |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | - |
| これまでの要望経緯 | なし |